

ながおか こどもの発達 ガイドブック



～ともに生きよう、ともに歩もう
一人ひとりの個性を大切に～

子育て中の皆さんへ

子どもは一人ひとり違って当たり前です。おしゃべりが好きな子も大人しい子もいます。ボール遊びが得意な子も、本を読むのが大好きな子もいます。

それと同じように、発達が少しゆっくりだったり、気持ちを伝えるのにちょっと工夫が必要だったりする子もいます。誰だって子育てしていると「うちの子は大丈夫かな」と不安になるときもありますよね。

そんなとき、ひとりで悩まないでください。不安な気持ちごと相談できるところがあります。お子さんにあった支援と一緒に考えてくれるところがあります。

このガイドブックは、長岡市のいろいろな相談窓口やサービスなどを掲載しています。ご家族のみなさん、そして何よりお子さんのために、ぜひご活用ください。

保護者の声

思い切って相談したら、少し気持ちが楽に...

- 2歳～3歳 ⇒ こども発達相談室に相談
- 4歳～ ⇒ 児童発達支援（P5参照）を利用



こども発達相談室に相談するか、正直随分と悩みました...

でも思い切って電話したら、何も怖いことはなく、話すだけ話したらむしろ気持ちが楽に。家族の中でも話題にしづらく、一人で悩んでいたのがホッとしました。

児童発達支援は、この子の得意不得意に合わせていろんな関わり方を考えてくれるのでさすがだなと感じます！

それに、送り迎えの時に支援員さんと話す時間も、私には大事。不安なところも含めて思い切り気持ちを話せるだけでも助かります。

家庭や学校では味わえない経験を力に！

- 小学生～高校生
⇒ 放課後等デイサービス（P5参照）を利用

小学6年生から本格的に使い始めた放課後等デイサービス。同年代の子らと過ごすことで、関わり方や我慢の仕方を少しずつだけ学んでいってるようです。

ほんの小さな経験の積み重ねだけで、周りの友達をマネて、苦手なことができるようにも！

やらせてみてダメだったらやめればいい、くらいで始めてみましたが、親としても他の保護者と話せるし、一緒に取り組もうという気持ちで利用してます。何より本人が喜んでいるのが一番です！



こんなときに、 こんな悩みはありませんか!? 相談窓口をご利用ください!

《出生～乳幼児健診》

乳幼児健診で

運動発達や言葉の遅れ、落ち着きのなさを心配された…



インターネットを見て心配に

うちの子、ADHDの特徴と同じような気がする…



《入学前》

保育園の中で

集団生活になじめない、お友達と上手くコミュニケーションがとれなくて心配…



就学先で悩んでしまう

特別支援学級や通級指導教室、正直どこがよいか悩んでしまう

《入学後》

学校生活の中で

授業中にじっとしてられない、級友とトラブルが多い…



福祉サービスを使いたい

放課後の療育の場として、また将来の事を考えてサービスを使い始めたい



お子さんの成長に合わせた支援は次ページへ!

他にも・・・

子どもの発達に悩む保護者同士で話したい・・・

発達障害のある子を育てた経験のある人に話を聞きたい・・・

このようなときには・・・

トークルームぷらっと

をご利用ください!

交流会があります!

日頃の悩みや、成長に伴い気になること、地域の情報など、保護者同士で話せます。

毎月定期的開催中♪
詳細や日程はこちら⇒
(長岡市 HP)



保護者・地域の団体は P16 参照

お子さんの成長に合わせて、

～お子さんの発達に関する支援について、



《乳児期》

乳幼児健康診査・相談会

- 4か月児健診
 - 10か月児健診
 - 1歳6か月児健診（1歳6～8か月）
 - 3歳児健診（3歳3～5か月）
 - 5歳児発達相談会（年中児）
- 医療機関で行います

【会 場】さいわいプラザ、三島保健センター
越路総合福祉センター
【日 時】会場によって異なります。
【問合せ】
子ども・子育て課すくすく子育て係
TEL：0258-39-2300



保健所療育相談

乳幼児健診等の結果、運動や精神発達機能面に心配のあるお子さんについて、適切な療育に関する相談に応じます。

【日 時】年9回程度
【問合せ】長岡地域振興局健康福祉環境部
（長岡保健所）地域保健課
TEL：0258-33-4931

すこやかファイル

お子さんに関わる支援者からお子さんの資料をもらって、として、見せて使う相談支援ファイルです。

【問合せ】就学前：こども発達相談室
TEL：0258-36-3727
就学後：学校教育課 特別支援教育係
TEL：0258-39-2249



《幼児期》

こども発達相談室

お子さんの成長や発達に関する不安や悩みごとについて、保育士や臨床心理士・言語聴覚士等が相談をお受けします。

毎日の暮らしの中で、子どもとどのように接したらよいか、一緒に考えましょう。

親子遊び

年齢別のグループに分かれた親子遊び教室。遊びを通して、お子さんの特性について一緒に考えます。

ことばの教室

個別でことばの発達相談を行います。

【会 場】さいわいプラザ6階
子ども家庭センター内
【問合せ】こども発達相談室
TEL：0258-36-3727
（月～金 8:30～17:15）

こども

お子さんの発達を支援するための専門職必要な支援や相談を行います。

児童発達支援事業 /

お子さんの療育を目的とした福祉サービスです。

日中一時支援 / 移動支援 /

子どもから大人まで使える福祉サービスで、

☆ライフステージに応じて

こんな支援があります！

主なものをご紹介します～

《学齢期》



学級・教室等の一覧は、
長岡市HP内「就学支援
リーフレット」をご覧ください

特別支援学校

子どもの特性に応じて指導内容・方法を工夫し、きめ細かく丁寧な指導・支援を行います。

- ・市立総合支援学校（知的）
- ・市立高等総合支援学校（知的）
- ・県立長岡聾学校（聴覚・知的）
- ・県立柏崎特別支援学校のぎく分校（病弱）

【問合せ】

学校教育課 特別支援教育係
TEL：0258-39-2249

市内の小・中学校

通級指導教室

通常の学級に在籍し、通級指導教室に行って必要な指導を受けます。【教室の種類】ことば／きこえ／発達

特別支援学級

少人数で子どもの特性に配慮した学習・活動を行います。通常の学級との交流及び共同学習等も行います。

【教室の種類】

知的／自閉症・情緒／肢体不自由
弱視／病弱・身体虚弱

【問合せ】

学校教育課 特別支援教育係
TEL：0258-39-2249
(月～金 8:30～17:15)



進学に関する相談も
お受けします

子ども・青少年相談センター

学校生活・家庭生活で心配なこと、学習や行動、進路などの相談をお受けします。

【問合せ】 子ども・青少年相談センター TEL：0258-32-3663
(月～金 9:00～18:00)

すこやか応援チーム

(心理士、保育士、保健師、指導主事等) がチームとなり、園や学校等に訪問し、お子さんの成長に

【問合せ】 こども発達相談室 TEL：0258-36-3727

保育所等訪問支援事業 / 放課後等デイサービス

(※)詳細はP5、6参照

【問合せ】 こども発達相談室 TEL：0258-36-3727

短期入所／居宅介護等

通所や訪問など様々な種類があります。(※)詳細はP5、6参照

【問合せ】 福祉課（または各支所）TEL：0258-39-2218



継続した支援が受けられるように活用します。

子どもが使える福祉サービス

(※福祉サービス事業所一覧は、P13～16 をご覧ください。)

●事業所に行って支援を受けたい



でも、どこに相談したらいいかわからない...そんな時はこちらへ！

**子ども家庭センター
(子ども発達相談室)**

0258-36-3727

(月～金 8:30～17:15)



いろんな迷いがあるって
当たり前！気軽に
ご相談ください！

名称	内容	申請場所	対象者
①児童発達支援	日常生活における基本動作の支援、知識や技能の習得、集団生活への適応訓練を行います。(事業所は P13)	子ども家庭センター (こども発達相談室)	○未就学の身体、知的または精神障害の児童／難病の児童
②放課後等 デイサービス	放課後や休日・長期休暇中において、集団生活への適応や生活能力向上のための支援を行っています。(事業所は P13、14)	子ども家庭センター (こども発達相談室)	○小学生～18歳未満の身体、知的または精神障害の児童／難病の児童
③日中一時支援	保護者が不在の際や、保護者の休息のために、障害者施設等で日帰りでの一時的見守り等の支援を行います。(事業所は P14)	・福祉課 ・各支所 地域振興・市民生活課	○身体、知的または精神障害の児童／難病の児童
④短期入所 (ショートステイ)	保護者が不在の際や、保護者の休息のために、障害者施設等での宿泊を伴う預かり支援を行います。(事業所は P15)	(栃尾支所については市民生活課)	○身体、知的または精神障害の児童／難病の児童
⑤地域活動 支援センター	障害者の社会参加と自立を図るため、社会交流活動や、創作活動又は生産活動の機会の提供を行っています。(事業所は P16)	各事業所	○知的または精神障害の児童／難病の児童

【サービス利用の流れ】①・② ⇒ P7

③・④ ⇒ P8

●学校で放課後を過ごしたい

名称	内容	申請場所	対象者
①長岡市総合支援学校・ 高等総合支援学校 放課後サポート事業	放課後や長期休暇の日中に、校内で一時的預かりを行っています。	・福祉課 ・総合支援学校・高等総合支援学校放課後サポート事業運営委員会事務局	○長岡市立総合支援学校及び長岡市立高等総合支援学校に在籍する児童及び生徒

問合せ先: 総合支援学校・高等総合支援学校放課後サポート事業運営委員会事務局 (桜花園内) TEL 47-5525

● 保育園等や自宅に訪問してもらって支援を受けたい または、外出等に同行してほしい など



名称	内容	申請場所	対象者
① 保育所等訪問支援	訪問支援員が保育園や学校を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。(事業所は P14)	子ども家庭センター (こども発達相談室)	○身体、知的または精神障害の児童 ／難病の児童
② 居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴や排せつ等の介護を行います。 (事業所は P15)		○身体、知的または精神障害の児童 ／難病の児童 ※支給には要件があります。詳しくは、お問い合わせください。
③ 同行援護	視覚障害がある人に、外出時に必要な視覚的情報の提供や移動の援護を行います。 (事業所は P15)		○視覚障害の児童 ※支給には要件があります。詳しくはお問い合わせください。
④ 行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人で常時介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護を行います。 (市内事業所はありません。)	・福祉課 ・各支所 地域振興・市民生活課 (栃尾支所については市民生活課)	○知的、精神障害または難病の児童 ※支給には要件があります。詳しくは、お問い合わせください。
⑤ 移動支援 (ガイドヘルプ)	屋外での移動が著しく困難な児童が、買い物や社会参加、余暇活動のために外出する際の移動を支援します。 (事業所は P16)		○知的または精神障害の児童／難病の児童 ○身体障害者手帳を持っていて、次のいずれかに該当する児童 ・ 上肢不自由 2級1、2項以上 ・ 下肢不自由 3級1項以上 ・ 体幹不自由 3級以上

【サービス利用の流れ】 ① ⇒ P7

②～⑤ ⇒ P8

● 福祉サービスについて相談をしたい



名称	内容	電話番号	住所
子ども家庭センター (こども発達相談室)	放課後等デイサービスや児童発達支援など、児童福祉法に基づく通所サービス等に関する相談や申請を受付けています。	0258-36-3727 (月～金 8:30～17:15)	幸町 2-1-1 さいわいプラザ6階
福祉課 障害支援係 または各支所地域振興・市民生活課 (栃尾支所については市民生活課)	日中一時支援や短期入所など、障害者総合支援法に基づく福祉サービス等に関する相談や申請を受付けています。	0258-39-2218 (月～金 8:30～17:15)	大手通 1-4-10 アオーレ長岡
障害児相談支援事業所	福祉サービスの利用にあたって、専門の相談員が相談対応・計画作成を行います。(事業所は P14)	(※) P14 の一覧をご覧ください。	

相談・申請の流れは P7・8 へ

福祉サービスの利用の流れ ①

児童発達支援／放課後等デイサービス／保育所等訪問支援

相談・事業所 見学

- ・子ども家庭センターへ利用についてご相談ください。
- ・利用事業所について、お子さんも一緒に**事前見学**していただくことをお勧めします。
- ・見学後、利用希望の場合は事業所に希望を伝えてください。

支援利用 計画の作成

- ・お子さんの状況に合わせて、専門の相談員がサービスの利用計画を作成します。
- ・計画作成は、「計画相談支援事業所」が行いますので、P14の一覧表から相談支援事業所を選んでいただきます。利用にあたってのご本人負担はありません。

申請・面談

- ・通所・相談支援事業所決定後、子ども家庭センターにご連絡ください。
- ・本人の障害や保護者の状況、サービス利用の意向等をお伺いするため、お子さんやご家族と面談を行い、利用申請書を提出していただきます。基本的に子ども家庭センターで面談を行います。

受給者証 の交付

- ・支援利用計画案及び面談結果、申請者の要望をもとにサービス内容や支給量を決定し、通所支援事業所を利用するための「通所受給者証」を交付します。

契約 ・利用開始

- ・通所支援事業所に「通所受給者証」を提示し、事業所と利用契約をしていただくと、利用開始となります。

定期的な モニタリング

- ・より良い支援のために、相談支援事業所がサービスの利用について定期的なモニタリングを行います。

● 事業所を利用する場合の自己負担について

利用料は1割負担となります。各事業所のサービス内容や、利用の頻度・仕方によって異なります。下記のとおり、世帯の収入状況により負担上限月額が異なります。

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯 (所得割28万未満)	4,600円
一般2	市民税課税世帯	37,200円

(※)各事業所でおやつ代等を別途徴収する場合があります。
(※)なお、障害児支援利用計画作成に係る費用については、利用者負担はありません。

● 高額障害児通所給付費の償還について

同一世帯で、同月に日中一時支援事業や移動支援事業などの福祉のサービスをご利用の場合、利用者負担額は合算対象となり、お支払いされた利用料の一部が高額障害児通所給付費として返金されます。該当される方には、後日、市から申請書等を送付します。

[問合せ]

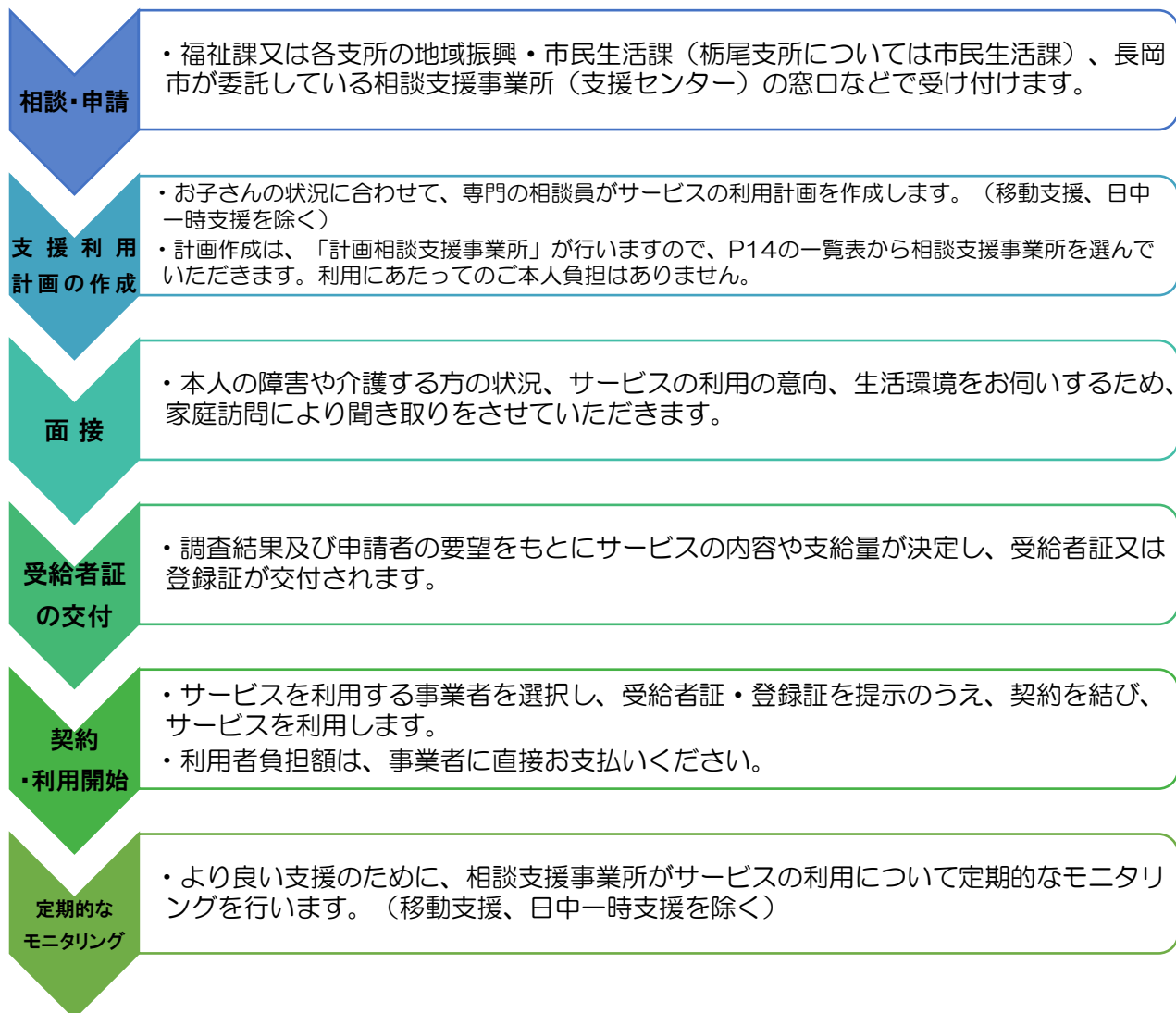
子ども家庭センター

(こども発達相談室)

TEL：0258-36-3727

福祉サービスの利用の流れ ②

日中一時支援／短期入所／居宅介護／同行援護／行動援護／移動支援



● 事業所を利用する場合の自己負担について

利用料は1割負担となります。各事業所のサービス内容や、利用の頻度・仕方によって異なります。下記のとおり、世帯の収入状況により負担上限月額が異なります。

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯 (所得割28万未満)	4,600円
一般2	市民税課税世帯	37,200円

(※)各事業所で食費代等を別途徴収する場合があります。

(※)なお、計画相談支援利用計画作成に係る費用については、利用者負担はありません。

● 高額障害サービス費の償還について

同一世帯で、同月に放課後等デイサービスなどの福祉のサービスをご利用の場合、利用者負担額は合算対象となり、お支払いされた利用料の一部が高額障害福祉サービス費として返金されます。該当される方には、後日、市から申請書等を送付します。

[問合せ]

福祉課 障害支援係

TEL：0258-39-2218

または各支所地域振興・市民生活課
(栃尾支所については市民生活課)

手帳の交付

身体障害者手帳

身体障害者福祉法等に基づき各種サービスを受けるときに必要な手帳を交付します。

[対象]

視覚や聴覚、音声・言語機能、肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能等に永続すると認められる障害のある人

療育手帳

知的障害のある人が各種サービスを受けやすくするために交付しています。

[対象]

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害と判定された人

精神障害者 保健福祉手帳

精神障害がある方の福祉や、社会参加、社会復帰をしやすいするために交付しています。

[対象]

精神障害のために長期にわたって日常生活や社会生活への制約があると認められた人

[問合せ] 福祉課 TEL：0258-39-2343 または各支所地域振興・市民生活課
(栃尾支所については市民生活課)

各種手当関係

障害児福祉手当

在宅の、常時介護が必要な重度の障害を有する児童(20歳未満)に対して支給される手当です。

[支給額] 月額 15,690円

※施設入所者や所得制限以上の人は支給されません。

特別児童扶養手当

身体または精神に障害のある20歳未満の児童を家庭で育てている父母または養育者に支給される手当です。

[支給額] 月額 36,860円または 55,350円

※児童福祉施設入所者(母子入所は除く)や所得制限以上の人は支給されません。

[問合せ] 福祉課 TEL：0258-39-2343 または各支所地域振興・市民生活課
(栃尾支所については市民生活課)

年金関係

障害基礎年金

20歳前から障害のある方は、20歳になった時に申請できます。

ただし、請求にあたってはいくつかの要件を満たすことが必要です。詳しくは、事前にお問合せください。

[窓口] アオーレ長岡 東棟1階 健康保険・年金窓口 または各支所地域振興・市民生活課
(栃尾支所については市民生活課)

[問合せ] 国保年金課 国民年金係 TEL：0258-39-2250

医療費助成関係

自立支援医療（精神通院） 支給制度

精神に関する病気の指定医療機関で治療した通院医療費の一部を助成します。

※事前申請が原則

[助成内容]

医療費の一部を助成

（医療費の1割が自己負担額となります。
世帯の市町村民税課税額により、月毎
の自己負担上限額があります。）

[手続き]

医師の診断書を添えて必要書類を提出

自立支援医療（育成医療） 支給制度

身体に障害がある児童またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患のある児童（18歳未満）で、確実な治療効果が期待できる者に、指定医療機関で治療した医療費の一部を助成します。

※事前申請が原則

[助成内容]

医療費の一部を助成

（医療費の1割が自己負担額となります。
世帯の市町村民税課税額により、月毎
の自己負担上限額があります。）

[手続き]

医師の意見書を添えて必要書類を提出

精神障害者の 医療費助成

統合失調症や精神遅滞など精神に関する病気の治療を受けている子どもの医療費を助成します。

[助成内容]

医療費の自己負担額の3分の1

[手続き]

受給者証の交付を受けてください。

重度障害者の 医療費助成

身体障害者手帳（1～3級）、療育手帳（A）または精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた子どもの通院及び入院医療費の自己負担額から、一部負担金（※）を差し引いた額を助成します。（所得制限があります。）

[※一部負担金]

通院 530円/回

（医療機関ごと。月5回目以降は無料）

入院 1,200円/日

[手続き]

受給者証の交付を受けてください。

[問合せ] 福祉課 TEL：0258-39-2319 または各支所地域振興・市民生活課
（栃尾支所については市民生活課）

その他助成、減免、優遇制度等 ①

● 交通費、自動車関係

名称	内容	対象者	必要なもの
① タクシー利用券または自動車燃料費の助成 (※併用不可)	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー利用券 年間1冊 ・燃料費の助成限度額 ガソリン及び軽油が対象 1年度あたり 15,000 円 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1、2 級 (3 級は一部のみ) ・療育手帳 A ・精神障害者保健福祉手帳 1 級 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記のいずれかの手帳 ・印鑑 [燃料費助成のみ] <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・車検証の写し ・助成対象者名義の預金通帳
② 駐車場指定除外	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車禁止の場所に駐車できる (利用上の制限あり) ・標章の掲示が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1~4 級 (2~4 級は一部のみ) ・療育手帳 A ・精神障害者保健福祉手帳 1 級 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記のいずれかの手帳 ・印鑑 ・住民票の写し
③ 新潟県 おもいやり駐車制度	<ul style="list-style-type: none"> ・協力店の「おもいやり駐車場」を利用できる。 ・利用証の掲示が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1~6 級 (2~6 級は一部のみ) ・療育手帳 A・B ・精神障害者保健福祉手帳 1・2 級 ・発達障害のある児童 (医師が認めた場合) ・難病患者、妊産婦 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記のいずれかの手帳 ・医師の診断書等 など

問合せ先: ①③ = 福祉課 障害活動係 TEL39-2343

② = 住所地を管轄する警察署交通課へ 直接お問合せください。

● 運賃、公共料金等の割引関係

名称	内容	対象者	必要なもの・割引の受け方
① 交通運賃の割引 (鉄道、バス、旅客船、飛行機)	児童本人、もしくは本人と介護者の運賃が割引になります。(割引内容は、障害種別や交通機関によって異なります。)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた児童等 (※) 障害の程度によって第1種と第2種に分かれます。 (※) 飛行機は障害の程度に関わらず、手帳の交付を受けた人は介護人1名まで運賃が割引されます(国内線に限ります。) (※) 鉄道は、身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方に限ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記のいずれかの手帳 → 乗車券等の購入時に手帳を掲示 (バスは運賃支払時)
② タクシー料金の割引	タクシー料金10%割引 (他の割引制度と重複は不可。ただしタクシー利用券は併用可)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた児童 (※) 等級は関係なし ・精神障害者保健福祉手帳の所持者への割引の有無については、ご利用のタクシー会社へお問い合わせください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記のいずれかの手帳 → 料金精算時に提示
③ 有料道路通行料金 (高速道路料金等) の割引	通行料金が50%割引 (事前申請が必要。) 【申請場所】 アオーレ1階・福祉窓口、各支所	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳・第1種 (※) 障害の程度によって第1種と第2種に分かれます。 (※) 第2種の方は本人が運転する場合のみ対象となります。 ・療育手帳 A 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記のいずれかの手帳 [ETC 利用の場合] ・車検証 ・ETC カード ・ETC 車載器の管理番号が確認できるもの → 事前申請が必要
④ 公共施設使用料金の免除または割引	利用料金が無料または割引になります。施設によって異なります。(例) 国営越後丘陵公園、市営の体育館やプール、など	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた児童 (障害の程度によっては、介助者も無料または割引の対象となる場合があります。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記のいずれかの手帳 → 利用券購入時に提示

問合せ先: ①②④ = 各交通機関、または施設へ直接お問合せください。

③ = 福祉課 障害活動係 TEL39-2343

その他助成、減免、優遇制度等 ②

●自動車関連の税の減免

名称	内容	対象者及び必要なもの
①(軽)自動車税(環境性能割)等の減免	自動車取得時にかかる税が減免されます。 【申請場所】 長岡自動車協会 TEL:22-1134(平島1-2)	※対象者及び条件等は、お持ちの手帳の種類や等級によりこととなりますので、詳しくは長岡市発行「ともに生きる」をご覧ください。 ※減免の対象となる自動車は、障害者1人に対し1台です。(営業ナンバー車やリース車は対象外)
②自動車税(種別割)の減免	自動車税(種別割)が減免されます。 【申請場所】 ○自動車登録時 長岡自動車協会 TEL:22-1134(平島1-2) ○自動車登録時以外(4/1から納期限まで) 長岡地域振興局 県税部 TEL:38-2510(沖田2-173-2)	
③軽自動車税(種別割)の減免	軽自動車税(種別割)が減免されます。 【申請場所】 アオーレ1階・税金窓口 TEL:39-2212(市民税課) または各支所	

問合せ先:③=市民税課 TEL39-2212

①・②は上記担当に直接お問い合わせください。

●その他支給関係

名称	内容	対象者	必要なもの
軽・中等度難聴児補聴器購入費支給事業	補聴器を購入する場合に、購入費の一部を支給します(所得制限があります)。 (※)事前に申請が必要です。 [支給額] 購入金額の3分の2 (基準額を超えた場合は基準額)	聴力が30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない児童(18歳未満)	<ul style="list-style-type: none"> 医師の意見書 補聴器の見積書
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付制度	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活を過ごしやすいようにするために必要な用具を給付します。 給付する種目や世帯の市町村民税課税額により、給付額が異なります。 (※)事前に申請が必要です。	小児慢性特定疾病医療費受給者証をお持ちの方で、障害者手帳や療育手帳による補装具費の支給制度及び日常生活用具の給付制度の対象とならない方	<ul style="list-style-type: none"> 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し 医師の意見書 用具の見積書及びカタログ 市町村民税額等を確認できる書類(不要な場合もあるので事前にお問い合わせください)

問合せ先:福祉課 障害活動係 TEL39-2343

申請窓口一覧

名称	受付時間	備考
アオーレ長岡 総合窓口 (福祉窓口/税金窓口等)	平日 8:30~17:15 土祝 9:00~17:00 休業日:日曜 (日曜と祝日が重なる場合は休み)	総合窓口では、土祝は一部取扱いのできない手続きがあります。
各支所 地域振興・市民生活課 (栢尾支所については市民生活課)	平日 8:30~17:15 (土日祝は休み)	

福祉サービス等事業所一覧 ①

	事業所名	所在地	電話番号
児童発達支援 (P5)	長岡療育園通園センター (重症心身障害児対象)	深沢町 2278-8	0258-46-6611
	柿が丘学園	柿町 115	0258-32-4991
	多機能こどもセンター銀河	宮栄 3-17-15	0258-31-6555
	こどもサポート教室「きらり」長岡校	今朝白 3-11-5	0258-89-7085
	こどもサポート教室「きらり」北長岡校	稲保南 1-219-17	0258-86-8320
	あすなろ あすなろ(4階) あすなろカラフル (3階)	四郎丸 4-9-4 SK サカイビル 3・4 階	0258-86-8869
	あすなろキャンパス	曙 3-3-15	0258-86-8869
	重症児デイサービスあすなろくれよん	曙 3-3-15	0258-89-7969
	キッズサポートすまいる	与板町与板乙 2439-6	0258-89-6186
	キッズサポートすまいる・はすがた	鉄工町 1-1-40	050-1190-6264
	はびねす長岡 児童発達支援 TODAY Is New Life 古正寺	古正寺 3-92	0258-86-5441
	コペルプラス 長岡教室	関東町 5-5 長岡ファーストビル 201 号室	0258-94-4622
	発達支援 ユニコーン	千手 2-10-21 2 階	0258-86-7981
	発達支援 ユニコーン こしじ教室	来迎寺浜田甲 2602-2	0258-86-6027
	児童デイサービス みそら	川崎 5-497-101	0258-86-4848
	つむぎ	栃尾表町 5-6	0258-86-6262
	るびなす	表町 4-4-3	0258-94-6240
	ユニコーンの森	関原町 2丁目 136 番地	0258-86-8383
	COMPASS 発達支援センター長岡	喜多町 407	0258-94-5438
	放課後等デイサービス (P5)	長岡療育園通園センター (重症心身障害児対象)	深沢町 2278-8
虹のオアシス		三和 3-123-1	0258-35-3887
ピュアはーと		青葉台 4-9-7	0258-46-5251
ピュアびーす		青葉台 5-22-4	0258-86-7195
多機能こどもセンター銀河		宮栄 3-17-15	0258-31-6555
こどもサポート教室「きらり」長岡校		今朝白 3-11-5	0258-89-7085
こどもサポート教室「きらり」北長岡校		稲保南 1-219-17	0258-86-8320
あすなろ あすなろ (4 階) あすなろカラフル (3 階)		四郎丸 4-9-4 SK サカイビル 3・4 階	0258-86-8869
あすなろキャンパス		曙 3-3-15	0258-86-8869
重症児デイサービスあすなろくれよん		曙 3-3-15	0258-89-7969
キッズサポートすまいる		与板町与板乙 2439-6	0258-89-6186
キッズサポートすまいる・はすがた		鉄工町 1-1-40	050-1190-6264
はびねす長岡 はびねす古正寺 はびねすスタディ古正寺		古正寺 3-92	0258-86-5435 0258-86-5436
コペルプラス 長岡教室		関東町 5-5 長岡ファーストビル 201 号室	0258-94-4622
たいよう		西宮内 2-131 旭マンション 101 号室	0258-76-0687
発達支援 ユニコーン		千手 2-10-21 2 階	0258-86-7981
発達支援 ユニコーン こしじ教室		来迎寺浜田甲 2602-2	0258-86-6027
児童デイサービス みそら		川崎 5-497-101	0258-86-4848

福祉サービス等事業所一覧 ②

	事業所名	所在地	電話番号
放課後等デイサービス(P5)	つむぎ	栃尾表町 5-6	0258-86-6262
	るびなす	表町 4-4-3	0258-94-6240
	ユニコーンの森	関原町 2丁目 136 番地	0258-86-8383
	COMPASS 発達支援センター長岡	喜多町 407	0258-94-5438
保育所等訪問支援(P6)	柿が丘学園	柿町 115	0258-32-4991
	コベルプラス 長岡教室	関東町 5-5 長岡ファーストビル 201 号室	0258-94-4622
	発達支援ユニコーン	千手 2-10-21 2階	0258-86-7981
	長岡療育園 ※対象は重症心身障害児・医ケア児のみ	深沢町 2278-8	0258-46-6611
障害児相談支援・計画相談支援(P6)	相談支援センターふかさわ	西津町字原 4668	0258-47-2208
	相談支援センターふかさわ 分室サンスマイル	中沢町 663-1	0258-86-7812
	障がい者支援センターあさひ	浦 9750	0258-94-4160
	障がい者支援センター さんわ	東新町 1-6-8	0258-86-6711
	長岡療育園	深沢町 2278-8	0258-46-6611
	柿が丘学園	柿町 115	0258-32-4991
	障害者相談支援センター とちお	栃尾表町 5-6	0258-86-6396
	多機能こどもセンター銀河	宮栄 3-17-15	0258-31-6555
	障がい者支援センターピュアはーと	青葉台 4-9-7	0258-46-5251
	相談支援事業所あすなる	曙 3-3-15	0258-89-7967
	相談支援すまいる	脇野町 2149	0258-86-4801 080-3606-4811
日中一時支援(P5)	みのわの里更生園	不動沢 126-3	0258-92-4945
	みのわの里療護園	不動沢 126-3	0258-92-3748
	みのわの里工房かわさき	川崎町 1963-1	0258-35-5501
	かきのみ園	柿町 115	0258-36-9009
	みのわの里工房こしじ	浦 4712-1	0258-92-2535
	みのわの里工房ゆきわり	小島谷 3500-7	0258-74-3663
	ようこそ	岩野 1871-1	0258-92-2172
	みのわの里 工房ますがた	飯塚 1134-3	0258-92-4636
	守門の里	楡原字岩ノ原 2220	0258-52-1055
	コロニーにいがた白岩の里	寺泊藪田 6789-4	0258-75-3131
	みのわの里ジョブプレイスもみじ	来迎寺 4150	0258-86-4008
	みのわの里ゆうあい	浦字中の坪 528-4	0258-92-6780
	みのわの里スマイルセンター三喜	堺町字江底 7 1 2-1	0258-89-8886
	創造工房コスモス	与板町与板乙 5954-3	0258-72-2526
	みのわの里スリージョブながおか	浦 9750	0258-92-2030
	みのわの里工房ほたる	来迎寺 2061	0258-89-8073
	ワークセンター寺泊	寺泊花立 786-1	0258-75-4031
	デイワークス中之島	中之島 392	0258-66-1538
	もみの木工房つばさ	東新町 1-1-50	0258-37-2780
	Cサポ・キッズ	大島本町 3-1-40	0258-86-7584
	長岡療育園	深沢町 2278-8	0258-46-6611

福祉サービス等事業所一覧 ③

	事業所名	所在地	電話番号
短期入所 (P5)	長岡療育園	深沢町 2278-8	0258-46-6611
	みのわの里更生園	不動沢 126-3	0258-92-4945
	みのわの里療護園	不動沢 126-3	0258-92-3748
	守門の里	楡原字岩ノ原 2220	0258-52-1055
	桜花園	西津町字原 4668	0258-47-5525
	新潟県あけぼの園	柿町 88	0258-34-3214
	らいこうじ	来迎寺 1864	0258-92-6735
	ほっとステイさんわ	柿町 756-6	0258-77-2749
	コロニーにいがた白岩の里	寺泊藪田 6789-4	0258-75-3131
	ソーシャルインクルーホーム長岡西津町	西津町 2195-3-2	0258-94-6092
居宅介護 (P6)	長岡療育園	深沢町 2278-8	0258-46-6611
	長岡市社会福祉協議会 訪問介護ながおか	水道町 3-5-30	0258-39-2247
	在宅介護サービス・カネコ(有)	浦 5041-4	0258-92-6178
	長岡市社会福祉協議会 訪問介護とちお	新栄町 2-2-23	0258-52-5895
	にじの手かいご	千歳 1-3-27	0258-31-2771
	ケアセンターBE	今朝白 1-16-15	0258-37-7106
	アレック北栄 長岡	雨池町 44-5	0258-28-0629
	ニチケアセンター長岡	喜多町 1107-1	0258-20-5811
	ニチケアセンター長岡末広	末広 1-1-7	0258-31-8711
	ニチケアセンター長岡江陽	江陽 2-11-4 ライフデザインビル2階	0258-22-5105
	アースサポート長岡	山田 3-3-19	0258-32-2200
	ヘルパーステーションさわやか苑 長倉	長倉 4-101	0258-31-0050
	てまり訪問介護ステーション	平 1-3-60	0258-51-6081
	長岡市社会福祉協議会 訪問介護かわぐち	西川口 1168	0258-89-3117
	軽費老人ホーム ケアハウスわらび園 訪問介護事業所	浦 3060	0258-41-3170
春よこい	東川口 628-1	0258-89-2275	
同行援護 (P6)	長岡市社会福祉協議会 訪問介護ながおか	水道町 3-5-30	0258-39-2247
	ヘルパーステーションおひさま	泉 1-7-22	0258-38-6326
	在宅介護サービス・カネコ(有)	浦 5041-4	0258-92-6178
	長岡市社会福祉協議会 訪問介護とちお	新栄町 2-2-23	0258-52-5895
	(有)生活サポートセンターいろは	与板町鷺都 683	0258-72-3975
	春よこい	東川口 628-1	0258-89-2275

福祉サービス等事業所一覧 ④

事業所名		所在地	電話番号
移動支援 (P6)	桜花園	西津町字原 4668	0258-47-5525
	長岡市社会福祉協議会 訪問介護ながおか	水道町 3-5-30	0258-39-2247
	在宅介護サービス・カネコ(有)	浦 5041-4	0258-92-6178
	長岡市社会福祉協議会 訪問介護とちお	新栄町 2-2-23	0258-52-5895
	にじの手かいご	千歳 1-3-27	0258-31-2771
	ケアセンターBE	今朝白 1-16-15	0258-37-7106
	アレック北栄 長岡	雨池町 44-5	0258-28-0629
	(有)生活サポートセンターいろは	与板町鳶都 683	0258-72-3975
	ニチイケアセンター長岡	喜多町 1107-1	0258-20-5811
	ニチイケアセンター長岡末広	末広 1-1-7	0258-31-8711
	特定非営利活動法人 春よこい	東川口 628-1	0258-89-2275
センター (P5)	地域活動支援センター any (えにい)	関原町 1-4582-2	0258-89-8333
	地域活動支援センター 春よこい	東川口 628-1	0258-89-2275

保護者・地域の団体

	活動内容	連絡先
eas (障がいのある子どもの放課後活動を考える会・長岡)	長岡市内の特別な支援が必要な子どもを持つ保護者と支援者の会です。放課後活動のみでなく様々な課題について行政との話し合いなどを行っています。	(Eメール) enjoyafterschool2013 @yahoo.co.jp
ひだまりハウス	発達障がい児やそのきょうだい、不登校児を対象とした「発達や学校生活に不安がある」ご家族が集まって、座談会や勉強会などの活動を行っています。	(Eメール) fu14tur_37@yahoo.co.jp (LINE) 発達障がい家族会：@xns478Or 不登校親子の会：@981gdprjk
発達障がいのための ココロ親子の会	発達障害や自閉症、言葉の遅れなどの行動問題を抱える子どもたちが、日々をより良く過ごすために、療育方法を親子で学び実践しています。	(電話) 080-3147-0761 (青木) (Eメール) toki0216@i.softbank.jp
えくぼクラブ (ダウン症のこどもと親の会)	同じダウン症児を育てている立場で、育児・医療・福祉などの相談に応じます。 定例会：毎月第2土曜(トモシア)	(電話) 0258-36-0048 (宮川) 090-4125-2623
ゆいジョブながおか	ゆいジョブとは、支援を必要としている子どもの就労体験活動です。地域でボランティアのサポーターさんと一緒に企業や公共施設で活動しています。(小5~18歳くらい)	(Eメール) yuijobunagaoka@gmail.com
ぶれジョブ長岡かわぐち ※名称変更予定	支援を必要としている子どもの就労体験活動です。地域でボランティアのサポーターさんと一緒に企業や公共施設で活動しています。(小5~18歳くらい)	(電話) 090-9007-9864(渡辺)

~ MEMO ~

~ MEMO ~

<問合せ先>

長岡市教育委員会 子ども未来部 子ども家庭センター(こども発達相談室)
〒940-0084 長岡市幸町 2-1-1 さいわいプラザ6階
TEL: 0258-36-3727 FAX: 0258-39-7860